

事業者各位

入札説明書に関する質問（第1回）に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和5年5月12日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	入札説明書	11	参加資格審査提出書類	参加資格審査書類の構成企業の住所表記について、その提出期限（令和5年6月16日）以降に住所が変更になり、登記変更（令和5年6月末から7月上旬変更予定）した場合、参加資格審査申請書類の変更申請は必要でしょうか。 必要な場合は変更申請のタイミングや方法についてご教示ください。	変更申請は必要ありません。落札者として選定された以降、基本協定締結時に住所変更の旨を届け出ていただければ構いません。
2	入札説明書	12	(11) 入札及び提案書の受付	基本設計図書として、(ア) 設計調書【要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したもの。】とありますが、資料作成のため要求水準書のWordファイルを頂けないでしょうか。	本質問回答の添付資料として示します。DVD-Rに格納してお渡ししますので、様式1-1「添付資料請求書兼誓約書」を提出してください。
3	入札説明書	12	(11) 入札及び提案書の受付	各様式、および基本設計図書において売電電力量等を算出する際に、消費電力として清掃事務所（第3工場跡地整備事業において整備するもの）の消費電力は考慮するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、年間の送電量（kWh/年）をご教示願います。	第3工場跡地に整備する施設での消費電力も考慮してください。第3工場跡地に整備する施設に供給を受けたい電力量は、年間約380,000kWhです。 なお、第3工場跡地に整備する施設では、自然エネルギーの活用により所内電力の多くを賄う計画としており、上記の値は自然エネルギーの自家消費を除く量です。したがって、外部から供給が必要な電力には変動があることをご承知おきください。
4	入札説明書	12	(11) 入札及び提案書の受付	基本設計図書として、施設パースの提出が指示されておりますが、パースの視点の方角や枚数については提案内容やデザインコンセプトの伝わりやすさを考慮して事業者にて適宜設定するものとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
5	入札説明書	12～14	(11) 入札及び提案書の受付	内容が網羅されていれば、適宜資料を一部兼用してもよろしいでしょうか。例えば、焼却処理施設とリサイクル施設のそれぞれについて「各階配置図及び主要断面図」の提出が指示されていますが、それらを合棟とする場合は、見やすさを考慮して資料もまとめて提出する等が考えられます。	事業者の提案に委ねます。
6	入札説明書	14	(11) 入札及び提案書の受付	(キ) 運営業務に関する図書として「発電業務事務手続計画書」が示されていますが、本計画書は事業者が作成するごみ処理計画に基づいて発電計画を作成し、電力会社に対して発電計画を提示する業務の計画を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
7	入札説明書	17	イ 委託料の支払対象	表内に、委託料B（変動料金）として（燃料費、薬剤費等）とありますが、この2費目以外で何を変動費とするか（しないか）は、事業者で提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。例として挙げている2項目を含め、固定費・変動費の内訳項目は事業者提案に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
8	入札説明書	21	第4章6項(7) ア 著作権	「本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。」とありますが、公表範囲については事前にご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	公表の必要がある場合は事前に協議させていただきます。
9	入札説明書	23	8. 保険 イ 組立保険	組立保険の期間は工事期間とされておりますが、この場合の工事期間とは、「建物の付帯設備又は機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事の期間」であり、設計期間や解体工事等、前述の工種以外の工事期間は含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、その他の期間、工種については事業者の判断で付保してください。
10	入札説明書	23	運営期間中の保険	運営期間中の保険について、「事業者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。」とありますが、一方、要求水準書のp.40 7 保険においては、「事業者は運営期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入する。加入する保険の種別等については、市と協議の上決定する。」とあることから、加入する保険については、貴市と協議の上決定するという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書の記載のとおり、第三者賠償責任保険及び火災保険、もしくは類似の機能を有する保険への加入を必須とし、その他は必要に応じて事業者の判断のもと加入することとします。
11	入札説明書	23	運営期間中の保険	「関連して市は、災害等に備えて（中略）建物総合損害共済（中略）に加入する。」とありますが、この共済保険は、例えば自然災害のような、事業者の責によらない災害に備えたものであり、事業者の責による事故・災害等を補償するものではないとの認識でよろしいでしょうか。	建物総合損害共済は、自然災害に限るものではなく市有物件に係る各種損害（市有物件に起因する第三者への損害賠償を含む）に対して適用されるものであり、内容によっては事業者の責による事故・災害等も対象になりますが、災害共済金を請求するかどうかは市が判断します。